

令和 7 年 3 月 10 日（月曜日）

令和 7 年度当初予算審査特別委員会

（第 1 日目）

令和7年度当初予算審査特別委員会第1号の1

令和7年3月10日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員（12名）

委員長 佐藤正明君

副委員長 須藤清孝君

委員 伊藤俊君 阿部司君

高橋尚勝君 佐藤雄一君

後藤伸太郎君 村岡賢一君

及川幸子君 今野雄紀君

三浦清人君 菅原辰雄君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名（なし）

事務局職員出席者

事務局長 佐藤正文

令和7年度当初予算審査特別委員会の会議の概要

午前 11時18分 開会

○菅原辰雄委員 令和7年度当初予算審査特別委員会の委員長、副委員長がともにおりませんので、南三陸町議会委員会条例第9条第2項の規定により、年長である私が、委員長の選任まで、その職務を執り行います。よろしく御協力を願いいたします。

ただいまの出席委員数は、12人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまより令和7年度当初予算審査特別委員会を開催いたします。

それでは、委員長の互選についてを議題といたします。

お諮りいたします。委員長の互選の方法はどのように執り行いますか。発言を求めます。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 指名推選がよろしいかと思います。

○菅原辰雄委員 ただいま、指名推選でという発言がございました。その他に御意見ありませんか。（「なし」の声あり）ないようですので、それでは、委員長の互選は、指名推選の方法で行うことと決しました。

どなたを指名されるか、発言を求めます。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 総務産業建設常任委員長の佐藤正明委員がよろしいかと思います。

○菅原辰雄委員 ただいま、佐藤正明委員がいいのではという御意見がありました。それではお諮りいたします。委員長には、佐藤正明委員を指名することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○菅原辰雄委員 異議なしと認めます。よって、令和7年度当初予算審査特別委員会の委員長は佐藤正明委員に決定いたしました。

ここで、佐藤正明委員の挨拶をもって委員長就任の承諾とさせていただきます。それでは、よろしくお願ひいたします。

○委員長（佐藤正明君）（委員長挨拶）

○菅原辰雄委員 以上で、私の任務を終了することといたします。御協力ありがとうございました。

○委員長（佐藤正明君） それでは、令和7年度当初予算審査特別委員会の副委員長の互選についてを議題といたします。

お諮りいたします。副委員長の互選の方法は、どのように行いますか。発言を求めます。後

藤委員。

○後藤伸太郎委員 指名推選がよろしいかと思います。

○委員長（佐藤正明君） ただいま、指名推選という発言がございました。その他、御意見ありませんか。（「なし」の声あり） それでは、副委員長の互選は、指名推選の方法で行うことになりました。

どなたを指名されるか、発言を求めます。後藤委員。

○後藤伸太郎委員 総務産業建設常任委員会の副委員長、須藤清孝委員を推選いたします。

○委員長（佐藤正明君） それでは、お諮りいたします。副委員長には須藤清孝委員を指名することに、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、令和7年度当初予算審査特別委員会の副委員長は須藤清孝委員に決定いたしました。

ここで、挨拶をもって、副委員長就任の承諾とさせていただきます。それでは、よろしくお願いいたします。

○須藤清孝委員（副委員長挨拶）

○委員長（佐藤正明君） 以上で、副委員長の互選については、終了いたしました。

委員長、副委員長の互選結果につきましては、私から議長に報告をいたし、本会議において、議長から出席者に対し、互選結果の御報告をいただくことといたします。

次に、その他として、予算審議の予定、質疑回数等について、事務局に説明させます。局長。

○事務局長（佐藤正文君） それでは、タブレットの中の資料のほうを使いながら御説明したいと思います。令和7年度当初予算審査議案に関する審議の方法の資料のほうを御覧いただきたいと思います。まず、一般会計の審査からになります。資料の中段のほうからになりますが、一般会計の審査につきましては、細部説明、歳入が総務課長、歳出は各担当からとなります。細部説明は区切りをつけて行い、それに続けて質疑という形になります。質疑の区切りにつきましては、令和7年度当初予算審査特別委員会審査予定表を御覧いただければと思います。初めに一般会計の歳入の款別の細部説明の区切りの表があります。これにつきましては、前年度と若干区切りを変えておりますので、この表に従って質疑をお願いしたいと思います。歳出のほうは、予備費までございますが、この予備費まで質疑が終了した後に討論、採決という形になります。続けて特別会計、それから企業会計、こちらは歳入、歳出、収入、

支出、一括で細部説明を行います。質疑についても一括で行っていただくこととなります。会計ごとに、討論、採決となります。質疑に際してのルールにつきましては、これまでと同様のルールとなりまして、再確認の意味で御説明いたします。今、説明いたしました質疑の区切りごとに1議員、一度の質疑に3問まで質問となります。一度の質疑では3回まで質疑を重ねることが可能です。4問質問したい場合は1巡した後に再度挙手をいただいて指名を受けていただることとなります。なお、1巡目の質疑で2問以下の質問をした場合については2巡目の質疑ができませんので御注意をいただきたいと思います。本会議での予算審議につきましては、記載のとおりとなりますのでよろしくお願ひいたします。説明は以上です。

○委員長（佐藤正明君）　局長より説明をいただきました。ほかに確認したいことがありませんか。ないですか。

○今野雄紀委員　さっき説明で最初の2問しか質問しなかった方は、2回目手を挙げれないという説明だったんですけれども、ここ何年か見てるというと変なんですけれども、やはりほかの委員の質問をしてなんとなく……そういった人には3問、2問しかしなかった人にはもう1問してもいいっていうそういう取決めは難しいでしょうか。

○委員長（佐藤正明君）　今までそのルールでやってきましたので、それと予算審査書も前もって報告された、皆さんに渡されておりますのでそれを確認して質問する形でございますので、それなりに質問件数は自分なりに考えてお願いしたいと思います。

それでよろしいですね。

○今野雄紀委員　はい。

○委員長（佐藤正明君）　ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

お諮りいたします。本会議において正副委員長の選任結果の報告後、本日の会議を再開し、令和7年度当初予算を審議することといたします。

これに、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤正明君）　異議なしと認めます。それでは、ここで暫時休憩をいたします。

再開は、本会議終了後といたします。

大変、御苦労さまでございました。

午前　11時29分　延会

令和7年度当初予算審査特別委員会第1号の2

令和7年3月10日（月曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員（12名）

委員長 佐藤正明君

副委員長 須藤清孝君

委員 伊藤俊君 阿部司君

高橋尚勝君 佐藤雄一君

後藤伸太郎君 及川幸子君

村岡賢一君 今野雄紀君

三浦清人君 菅原辰雄君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤仁君
副町長	三浦浩君
総務課長 兼歌津総合支所長	千葉啓君
企画課長	岩淵武久君
町民税務課長	高橋伸彦君
保健福祉課長	及川貢君
環境対策課長	菅原義明君
農林水産課長	遠藤和美君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	男澤知樹君

上下水道事業所長	山内	徳雄君
南三陸病院事務部事務長	佐藤	宏明君
教 育 長	齊藤	明君
教育委員会事務局長	芳賀	洋子君
代表監査委員	横山	孝明君
監査委員事務局長	佐藤	正文君
選挙管理委員会 事務局書記長	千葉	啓君
農業委員会事務局長	遠藤	和美君

事務局職員出席者

事務局長	佐藤	正文
主 事	小野	真里

令和7年度当初予算審査特別委員会の会議の概要

午後1時10分 開会

○委員長（佐藤正明君） 大変御苦労さまでございます。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

予算委員長という大役を仰せつかり、委員の皆様方の御協力の下で与えられた委員長の仕事を一生懸命務めてまいります。

令和7年度の当初予算は、総合計画に示すまちづくりの柱となる基本政策の実現に向けた予算編成がなされております。

当初予算は直接町民の生活を左右するものであり、委員各位には、町民全体の福祉向上を念頭に慎重なる審議、審査をお願いいたします。

休憩前の別室での会議に引き続き、令和7年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

報道機関からの令和7年度当初予算審査特別委員会を通して取材を目的とする撮影及び録音を行いたいとの旨の申入れがあり、委員長においてこれを許可しております。

直ちに審査を行いますが、初めに、委員の皆さんに特別委員会の進め方においてお伝えいたします。

本特別委員会は、会計ごとに細部説明を行い、その後、質疑、討論、採決といった順に進行してまいりたいと思います。質疑は、一般会計については歳入歳出の款ごとに行い、他の会計につきましては、歳入歳出一括、収入支出一括で行いたいと思います。このことについて御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤正明君） それでは、そのように執り進めることといたします。

なお、一般会計の款ごとの区分は、既に配付しております令和7年度当初予算審査特別委員会審査予定表を御参照いただきたいと思います。

それでは、議案第76号令和7年度南三陸町一般会計予算を議題といたします。

初めに、令和7年度南三陸町一般会計予算の歳入の審査を行います。

総務課長に申し上げます。1款町税、13ページから14ページの細部説明に併せて、2ページから9ページまでの予算の総額について並びに第1表歳入歳出予算、第2表債務負担行為及び第3表地方債についても説明をお願いいたします。

それでは、担当課長の細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 議案第76号令和7年度南三陸町一般会計予算につ

いて御説明申し上げます。

2ページをお開き願います。

第1条、一般会計の歳入歳出予算の総額は117億円と定めるものでございます。予算総額そのものは、令和6年度当初と比較して3億700万円の増額となっております。また、全体に占める投資的経費は13億5,200万円ほどで、割合を見ますと11.6%を占めております。

第4条の一時借入金の最高額につきましては、令和6年度と同額の20億円を上限としております。

次に、3ページからの第1表歳入歳出予算の構成比を申し上げます。

まず、歳入でございます。

1款町税11.7%、2款地方譲与税0.9%、3款利子割交付金0.0%、4款配当割交付金0.0%、5款株式等譲渡所得割交付金0.0%、6款法人事業税交付金0.3%、7款地方消費税交付金2.8%、8款環境性能割交付金0.1%。

4ページになります。

9款地方特例交付金0.1%、10款地方交付税36.2%、11款交通安全対策特別交付金0.0%、12款分担金及び負担金0.1%、13款使用料及び手数料1.8%、14款国庫支出金12.3%、15款県支出金5.6%、16款財産収入1.1%。

5ページになります。

17款寄附金1.4%、18款繰入金12.0%、19款繰越金3.4%、20款諸収入2.2%、21款町債8.0%となっております。

続きまして、6ページからの歳出でございます。

1款議会費0.9%、2款総務費23.5%、3款民生費18.3%、4款衛生費11.2%、5款農林水産業費7.3%、6款商工費3.0%。

7ページになります。

7款土木費7.5%、8款消防費5.9%、9款教育費10.8%、10款災害復旧費0.0%、11款公債費11.3%、12款予備費0.3%となっております。

次に、8ページ、第2表債務負担行為でございます。期間が複数年度にわたる事業について、限度額の承認を得て実施するものでございます。

最初に、中小企業振興資金金融資損失補償ですが、条例に基づく融資におきまして信用保証協会が代位弁済した場合の補填を行うもので、期間は令和20年度までで、令和7年度貸付分として限度額700万円となっております。

次に、歌津中学校大規模改修事業ですが、老朽化に伴う施設の大規模改修を行うものでございます。単年度での完成が困難であるため、債務負担を設定し、限度額を1億2,500万円とするものでございます。

最後に、スポーツ施設LED化等推進事業ですが、経年劣化により不具合が生じておりますベイサイドアリーナ及び歌津平成の森各施設の照明施設をLED化し、ランニングコストの削減及び長寿命化を図るものでございます。令和7年度から令和16年度まで、限度額を今回設定いたしました3,330万円とするものでございます。

以上、3件について債務負担行為を設定するものでございます。

次に、9ページをお開き願います。

第3表地方債です。令和7年度当初予算の財源として地方債を予定しておりますのは、全体でこの12事業でございます。

最初に、斎場施設整備事業につきましては、南さんりく斎苑1号炉、2号炉のセラミック張り替え及び吸い込み口等の補修等更新工事を行うため、合併特例債を使い710万円を充当するものでございます。

廃棄物処理事業は、各家庭から出る生ごみや余剰汚泥を収集処理して液肥化し、バイオマス事業の地域内循環システムの構築を目指すため、過疎ソフト事業債を使い7,260万円を充当するものでございます。

廃棄物処理施設整備事業につきましては、クリーンセンター内の受入れコンベア及びクレーンの照明修繕工事を行うため、過疎対策事業債により660万円を充当するものでございます。

し尿処理施設整備事業につきましては、衛生センター内施設の経年劣化が進んでいるため、整備計画に基づき、過疎債を使い4,920万円を充当し、整備更新工事を行うものでございます。

農業用施設維持事業につきましては、桜葉沢頭首工下流の水路改修を行うため、緊急自然災害防止対策事業債350万円を充当するものでございます。

漁港整備事業につきましては、葦の浜漁港施設機能保全工事に係る設計業務、田の浦及び平磯漁港防波堤補修工事、ばなな漁港中山の沖防波堤整備工事及び名足船揚場かさ上げ工事、石浜漁港平棚防波堤及び北船揚場の延伸工事、泊漁港県機能強化事業負担金、細浦防潮堤地山接続工事に合計2億2,510万円を過疎債及び緊急自然災害防止対策事業債を充当するものでございます。

道路維持事業につきましては、寺浜橋橋梁修繕詳細設計業務委託料及びうるしぶ橋ほか7橋の橋梁修繕工事9,840万円に過疎債を充当いたします。

道路新設改良事業につきましては、西戸線、並石線、入谷小学校線、落沢線、横断1号線の舗装工事などの改良工事を1億4,220万円に過疎債及び合併特例債を充当するものでございます。

河川維持事業につきましては、立沢川河川維持工事300万円に緊急自然災害防止対策事業債を充当いたします。

消防防災施設整備事業につきましては、脇の沢及び中の町地内に防火水槽を設置するとともに、老朽化した林際班、桜葉沢班の消防団屯所の移転新築工事、防災行政無線操作卓の更新工事、合計1億830万円に過疎債及び緊急消防減災事業債を充当するものでございます。

学校教育施設整備事業につきましては、志津川小学校・入谷小学校・伊里前小学校キュービクル修繕工事、歌津中学校大規模改修工事、歌津中学校及び志津川中学校美術室空調設備工事1億1,780万円に過疎債を充当いたします。

社会教育施設整備事業につきましては、ベイサイドアリーナ及び平成の森施設照明のLED化工事1億円に緊急防災・減災事業債を充当いたします。

以上、12事業につきまして、9億3,380万円を限度額として地方債を計上するものでございます。

次に、11ページからの歳入歳出事項別明細書につきましては、歳入歳出予算の個別の説明で前年度比較の説明がありますので、割愛をさせていただきます。

それでは、歳入予算の細部説明をさせていただきます。

13ページをお開き願います。

1款町税でございます。

1項町民税全体で前年度比1,523万5,000円の減、率にすると3.3%の減となっております。

1目個人の内訳ですが、現年課税分は均等割、所得割の調定見込みに収納率98.5%で予算計上しております。

2目の法人につきましては、現年、滞納繰越分を合わせて前年度比1,268万円の減となっております。こちらは収納率99%で計上しております。

次に、2項固定資産税の歳入予算額は、全体で前年比777万1,000円、率にして1.0%の増となっております。

1目固定資産税1節現年度課税分につきましては、土地、家屋、償却資産に係る調定見込額の98.5%で計上しております。

3項軽自動車税につきましては、全体で前年比39万5,000円、率にして0.8%の増額となって

おります。

1目種別割ですが、こちらも現年課税分は調定見込みに対して98.5%で計上しております。

14ページ、4項町たばこ税につきましては、前年度対比500万円、率にして5.2%の減となっております。町たばこ税の現年課税分につきましては、調定見込額を計上しております。

5項入湯税につきましては、前年度と同額を計上しております。

町税は以上でございます。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、1款町税の質疑に入ります。

質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

なお、改めて申し上げますが、ここで質疑は1款町税に限った質疑のみといたします。第2表債務負担行為に関する質疑は関係する歳出の款の中で、また第3表地方債に関する質疑は歳入の21款町債の中で伺ってください。

それでは、質疑に入ります。2番司委員。

○阿部 司委員 3件……。

○委員長（佐藤正明君） 阿部司委員。失礼しました。

○阿部 司委員 町税のページ数でいえば13ページですけれども、個人の税金で滞納繰越分92万円というふうになってますけれども、これの人数どれほどか。

それから、2点目が、その下の固定資産税、これの固定資産税の滞納繰越分、同じように何件、何人でしょうね、何人おられるのか。

そして、さらに3つ目が、軽自動車の同じ繰越分ですね、滞納繰越分、これも何人おられるのか、そして1年以上入金されていない方、何人おられるのか。よろしくお願ひします。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それでは、滞納繰越分につきましてですが、滞納繰越分、それぞれの税目ですけれども、実際の予算算定に当たっての積算については人数とかで出しておりませんでして、全体の滞納繰越しの見込額に対して収納率、見込みの収納率を掛けて積算しておりますので、実際の人数という部分につきましては、予算積算の時点では人数については積算のベースにはなっておりませんが、大変申し訳ございませんが、そういうお答えになってしまいます。

○委員長（佐藤正明君） 阿部司委員。

○阿部 司委員 人数は分かりませんという意味ですね。そうすると、入金されていない方というのは把握できますか、1年間入金されていない方。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） その辺につきましては、ただいま、すみません、資料を持ち合
わせてございませんので、お答え、すみません、できかねます。

○委員長（佐藤正明君） 阿部司委員。

○阿部 司委員 持ち合わせていないというふうなことですけれども、一応ですね、申し上げさ
せていただきますけれども、入金というのはですね、お金は血液と同じだと思うんです。入
金止まるとやはりどうなるかって、人の血が止まるの全く同じです。常に流動化をお願いし
たいと思います。1,000円でも2,000円でもいいです。少額でもいいんですけども、その家
庭の範囲内でできる調整金、それらを常に動かしていくというふうなことをしないと致命的
になります。お金は常に流動性ですから、生き物ですから、これらをいろんな角度で、急に
支援者が現れるとか、あるいは何らかで仕事が出てくるとか、流動性なもんでね、そういう
望みをかけて対応方お願いしたいと思います。それだけです。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。ほかにございませんか。及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

ただいま前委員に対する答弁では、滞納繰越分の人数は押さえていないということなんです
けれども、これ押さえないと誰が滞納なのかという部分が見えてこないので、ちょっと答弁
おかしいんじゃないかなと思うんですけれども、その辺と、町県民税の繰越し、それから固
定資産税の繰越しもありますけれども、町民税の繰越しは、働いてる人が多いので滞納整理に
行けば払ってもらえる可能性があるので、これは努力すればもらえると思うんですけども、
私は心配するのが、固定資産税の滞納繰越し、現年もそうなんですが、年々高齢者人
口が多くなって固定資産税払えないという人たちが相当数出てくるものかと推察されるんで
す。その辺を今後どのように見ているのか、その辺お伺いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 滞納繰越分の前議員の質問に対して私把握していないと申し上げ
ましたのは、今現在の資料を持ち合わせていないということの意味でございますので、当然、
その人数、各税目ごとの人数については把握しております。ただ、この当初予算に当たって
今何人いるんですかと質問された場合、滞納繰越しした時点での人数というのはまだ分かり
ませんので、今現在の人数といいますか、そういう分については把握できますけれども、
そういう意味で、私お答えできませんと言ったのは、今ここへ資料を持ち合わせていない
ということですので、はい。

あと、今後、滞納者の人数ですか、特に今、固定資産税の分について増えているんじゃない
かということですけれども、確かに固定資産税については滞納額はここ数年増えております
けれども、滞納については当然、それは当課のほうで常に徴収業務に当たっておりますので、
その辺ですね、今後さらに滞納整理の強化に努めて滞納の徴収に当たっていきたいと考えて
おります。

○委員長（佐藤正明君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、今は持っていないと言われていますけれども、歳出に行くまでにそ
れを用意していただいて御答弁をお願いします。

これ毎年のことですけれども、決算が9月あるわけですけれども、この4、5、6、7、8
月ぐらいまで滞納整理期間として御努力いただきたい。今は申告の時期だからそっちに向
けやっていると思いますけれども、4月以降のそういう滞納整理についても御努力していただ
きたいと思います。

固定資産なんですけれども、相続という問題もあるんですけれども、今後、高台に移った人
たちも固定資産税払うの大変だっていう声が聞かれてるんです。せっかく建てたうちを手放
さなきゃないっていうような人の言葉も聞いております。そうした場合、今後ですね、この
固定資産税の滞納整理はどのように考えていくのか。今、先ほどの答弁ですと増えるものと
いうことで見通し立てているようですけれども、その辺、町県民税よりも固定資産のほうが
大変だなと思われますけれども、少ない人数でやっていくと思われますけれども、その辺御
答弁お願いします。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 高台移転なされた方々が固定資産税大変だということですけれども、その辺はですね、それぞれの方々の再建方法によって、高台に行った方は固定資産税
が当然かかるものと思っておりましたでしょうし、その辺、町で何とかするということでは
特にないとは思うんですが、何て言つたらいいんでしょうね。当然、固定資産は高台移転で
取得してればもちろんかかりますし、借地の方々は固定資産税はかかってきませんので、そ
れぞれの家庭によって事情は違うと思うますが、私の、町のほうとしては、そういった高台
のほうの固定資産税については、課税されるとおり今後も徴収することになると思います。

あと、固定資産税が増えているという、滞納が増えているということを私申し上げましたが、
それは当然今後も増えるだろうと思われますけれども、それはそれで我々のほうでしっかりと
と徴収を図っていくことになりますので。以上です。

○委員長（佐藤正明君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 徴収に行きながらそういう声があるということは、相談に乗ってもらいたいということです。声を出して役場まで来れない人たちもいっぱいいるので、徵収に行きながらそういう声を拾って相談に乗っていただきたいと申し上げて、終わります。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長、例の資料については、後で報告よろしいですか。

○町民税務課長（高橋伸彦君） はい。

○委員長（佐藤正明君） ほかにございませんか。4番須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 1件だけお伺いします。

今、固定資産税の話、やり取りありますけれども、過日の補正予算でも固定資産税上がってきてるという御説明いただきました。いろいろ理由もそのとき添えて教えていただいたと思うんですけども、今後も上がっていく見込みがあるのか。ある程度諸事情があるので、ちょっと増加傾向にあると。今年度予算でもまた少し増えていると見込んでいるんですけども、いずれ上げ止まりみたいな、一定程度落ち着くラインというのは見えてるのかというところを1点お伺いします。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 今年度ですね、今年度分で固定資産税、前年度よりも増加している部分につきましては、これは、試算の時点で償却資産の増額が見られますので、その分で増加しているということです。

あと、固定資産税が徐々に上がっているといいますのは、これも若干震災と関連しますけれども、震災後に建てた新築の住宅ですね、そういった軽減がついていたんですけども、それが外れるといった場合、若干、軽減が外れたことによって本来の税額に戻る、そういう部分で年々上がっていくというふうな状況になっております。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。（「今年度以降は」の声あり）

○町民税務課長（高橋伸彦君） 建てた年数によってあれですけれども、大体、そうですね、今のあれですと大体。ただ、今度、それとは別に、今度3年ごとの評価替えがありまして、それも今本来の調整に近づいている形になっていますので、大体、次の評価ですから令和9年度ぐらいで大体止まるといいますか、そういうふうになると思います。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。ほかにございませんか。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 町民税についてお伺いします。

令和7年度分は、令和6年度分から町民税に関しては1,500万円ぐらいの見込み減です。令

和5年度から令和6年度までも1,200万円ぐらいの、当初予算比較ですけれども、減になっています。ただ、大きく違うのは、令和5年から6年のときは個人町民税の減額幅のほうが大きかったんです。でも、今回、令和6年度から令和7年度に関しては法人町民税の減額幅が非常に大きい。6,000万円ぐらいから4,500万円ですから4分の3になっちゃうと。この原因といいますか、どういった社会的な要因があるのか確認したいということと、やはり震災復興事業の終了とかコロナとかあったと思うんですけども、何かこのタイミングというのはちょっとなかなか解せないなということと、企業経営の厳しさがうかがえるのかなというふうに思いますが、どういった情報で今回の予算計上になったんでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） おっしゃるとおりですね、法人税のほう、ここ数年、減額傾向にございます。一番の要因と考えられるのが、法人の特に土木建築業ですか、そういった業種の受注の落ち込みといいますか、そういう企業活動が停滞しているといいますか、ちょうど復興事業がほぼほぼ終わったぐらいから、ここ数年、そういった土木建築関係のほうの売上げが減となっている状況で、それに伴って法人町民税のほうもどんどん年々下がっているという傾向がございまして、それを見込んで7年度についても同様の状況での下げ幅で見て減額しております。

○委員長（佐藤正明君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 震災から14年たちますので、去年から今年、まあ復興事業とは限らないかな、建設業全体のということですから。もっと言うと、コロナが明けたので、何というか、経済活動的には令和5年から6年にかけては少し持ち直したのかなと思うんですけども、令和7年度の予算には法人町民税に関しては減額の見込みであると。最近の情勢を見込んでということだとは思うんですけども、であれば、何でしょう、税金を納める額が減る中で企業活動している、特に土木建築ということであれば、持っている、何というんでしよう、重機であるとか償却資産の類いも大きいと思いますので、ここにはやっぱり何らかの目を向けていく。昨年の総括的質疑でも町長にこれはお伺いしたんだと思いますけれども、建設業、今まで頑張ってきましたよねと。でも、今仕事がありませんよねと。何かこう光を当てる必要がありますよねという話をさせていただいたかと思うんですけども、そういう分析でしたら、土木関係以外の内容で何か別な要因があればそれをお伺いしたいなと思いますけれども、いかがでしょう。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） それ以外の部分で申し上げますと、例えば水産、海の状況もございますので、そういった部分での水産業、漁獲量の落ち込みですとかそういった部分をやっぱり反映して、それに伴う水産加工業者等の部分についても、若干のやっぱり売上げの減、そういうのが響いていると感じております。

○委員長（佐藤正明君） ほかに質疑ございませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 私も町税について伺いたいと思います。

個人のほうが少しずつ落ちてきて、法人も先ほど説明あったように土木関係はじめ落ちてきたという、そういう予算計上なんですけれども、そこで、固定資産がそれに比べてだんだん上がってきていますので、そこと一緒にするわけではないんですけども、いろんな暫定的なやつが解除なってきて固定資産上がっているんでしょうけれども、そこを町独自で何とか少し面倒見れないのかというか、そういう考えはあるのかないのか伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） もう一度ちょっと。ちょっと聞き取れなかつたので。

○今野雄紀委員 町税の個人、法人が落ちていますので、それに引き換え固定資産税が上がってきてるんで、その上がる分というんですか、そういったやつを、今までこう、何か免除になっていたやつをもう少し暫定的にあれするとか、そういう考えはないのかどうか伺いたいと思います。

あと、入湯税について伺いたいと思います。400万円から430万円ずつ去年と同じになっているんですけども、あと、今年度から宿泊税というのが導入されるという話なんですけれども、そういった情報はお持ちになっているのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 最初の質問ですけれども、各税につきましては地方税法によつて課税しておりますので、なかなか税間でそういうふうな調整というのは、ということだと思うんですけども、ちょっとそれは難しいと思います。

あと宿泊税につきましては、あれは宮城県、県税になりますので、ちょっと私のほうでは答えかねます。

○委員長（佐藤正明君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 じゃ固定資産に関しては分かりました。

そこで、入湯税なんですけれども、私いつも言っているように、使い道というんですか、目的税ですので、そういったやつを、今回県税として宿泊税も多分入ると思うので、そのところを併せて何か有効に、有効にと言ったら変な言い方なんですけれども、使っていけるよ

うな、使っていくような考え方があるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 入湯税の使い道。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 宿泊税の話もありましたので、私のほうからお話をさせていただきます。

いずれですね、入湯税、宿泊税導入された場合には、その目的に合わせて有効に使っていただくというのが大原則でございますけれども、ただ、入湯税につきましては、先ほど町民税務課長から県税というお話をされましたけれども、年明けまして（「宿泊税」の声あり）宿泊税です。失礼しました。年明けましたので昨年の10月だったか、条例が制定になりました、たしか1年後からの導入でございます。ですから、今年の11月頃にその制度が始まるのかなというふうに思っているところでございますけれども、御案内のとおり1人1泊6,000円以上で300円というふうな内容でございますが、それにつきましては、制度が始まったからすぐそれが町に何らかの目的で導入されるというんではなくて、恐らく県としてある程度まとまった金額になった時点でそれは各市町村に県補助金として配分されるのかなというふうに思います。その辺の詳しい詳細につきましては、商工観光課長のほうからお話をいただきます。

○委員長（佐藤正明君） その前に、お待ちください。入湯税の使い道を質問しているんですが。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） すみません、ちょっと冒頭申し上げたと思っていたんですけども、入湯税の使い道に関しましては、当然ながら、観光等のですね、そういう目的に沿った使い方をされるものだと思いますけれども、先ほど申し上げました、宿泊税も含めてというふうな質問でございましたので、そこはいずれ導入される宿泊税と併せて有効な使い道に関しましても町として模索をしていかなければと思っていますけれども、ただ、先ほど申し上げましたように、ある程度まとまった金額でもってその使い道等が多分限定されたりすると思いますので、現状の動向につきましては商観課長からお話をさせていただきます。

○委員長（佐藤正明君） これは県税なので、それが導入されてからの答弁になると思うんですけども、今、今必要ですか。（「でき得るならば……」の声あり）で、さっと触れさせてもらいますので。商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 今、総務課長からもお話をありましたとおり、宿泊税制度自体ですね、県の制度となりますので、今、現状として公になっている情報という形になりますけれども、宿泊税充当施策案としまして県のほうでは、1つ目に魅力ある観光資源の創出、2

つ目に観光産業の活性化、3つ目に観光客受入れ整備の充実、4つ目に国内外との交流拡大の促進ということで、これにつきましても、施策案ということで提示されておりますので御留意いただければと思います。

○委員長（佐藤正明君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 大体承知しました。

そこで、入湯税に関しては、以前だと消防等にも使えるということで、消防に使って悪いということはないんですけども、今回こういった県のあれではありますけれども、宿泊税も導入されるので、でき得るならば、滞在型の何かを起こして、あとは入湯税とこの宿泊税でこう、恒久的というのも変な言い方なんですけれども、財源をある程度確保できるような、そういうことを望むんですけども、そういったことはできるのかどうかだけ伺って終わります。

○委員長（佐藤正明君） これ歳入で、後で歳出でまた再質問というふうなことで。（「分かりました」の声あり）

ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、1款町税の質疑を終わります。

次に、2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金まで、14ページから17ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） それでは、14ページ下段の2款地方譲与税から引き続き御説明いたします。

2款地方譲与税は国から配分される財源でございまして、国は地方自治体の歳入歳出の見込みを地方財政計画において公表しており、地方財政計画を基に予算を計上しております。

まず、1項地方揮発油譲与税は、令和6年度決算見込みを1,560万4,000円としており、地方財政計画上の対前年度比1.2%減額を基に推計いたしました1,540万円を計上しております。前年度比110万円、率で6.7%の減となっております。

15ページをお開き願います。

2項自動車重量譲与税でございますが、令和6年度決算見込額4,880万9,000円に地方財政計画上の対前年度比2.1%増を基に推計した4,980万円を計上しており、前年度比160万円、率で3.1%の減となっております。

3項森林環境譲与税につきましては、今年度より個人住民税均等割の枠組みで国税として1人年額1,000円を市町村が賦課徴収しており、私有林人工林面積、林業就業者及び人口割によ

る配分予定額を計上しております。地方財政計画上は前年度対比7.5%増を基に推計いたしました4,040万円を計上しております。前年度比290万円、率で7.7%の増となっております。

次の地方道路譲与税は、現在廃止された制度でございますが、前年度まで過去の課税分に入る場合があるため存置計上しておりましたが、ここ数年実績がないため廃止といたします。

15ページ下段からの3項利子割交付金、16ページの4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款法人事業税交付金、7款地方消費税交付金、17ページをお開き願います、8款環境性能割交付金は、いずれも県から交付されるもので、個人県民税の額や従業員数、人口などによって算定されます宮城県の試算に基づき計上をしております。

9款地方特例交付金は、所得税で控除し切れない住宅ローン減税額を住民税からも控除することなどによる地方自治体の減収を国が補填するものでございます。6年度決算見込額1,452万2,000円に地財政計画上の率10.9%減で積算し、1,290万円を見込んでおります。対前年度比210万円、率で14.0%の減となっております。

次に、10款地方交付税につきまして御説明いたします。

令和7年度の国の地方交付税の予算を見ますと、出口ベースで約19兆円と見込まれております。令和6年度と比較いたしますと約3,000億円、1.6%の増額という状況になっております。

このような状況で、説明欄に記載の当町の令和7年度普通交付税について試算をいたしますと、人口急減の激変緩和措置による減少要因はありますが、物価高騰などの影響に伴う施設の光熱水費や管理委託料の増額への対応及び常勤職員及び会計年度任用職員に係る給与改定に必要な対応が算定される見込みであることから、基準財政需要額が約52億円と増額となり、そこから基準財政収入額を約15億6,000万円、調整率などを試算した数字を差し引いた金額、説明欄記載の36億4,000万円を普通交付税として予算計上しております。これは前年度比で1億円、2.8%の増となります。

次に、特別交付税ですが、令和7年度地域おこし協力隊及び地方バス運行などの項目による措置額増により、前年対比2,300万円増の6億6,300万円と見込み、計上いたしました。

最後に、震災復興特別交付税につきましても、復興復旧事業の進捗により対前年度比1,900万円減の1億3,100万円と見込み、計上いたしました。

これらを合わせまして、地方交付税全体で42億3,400万円を予算計上しております。交付税全体では前年度対比で1億400万円、率で2.5%の増という状況でございます。

続いて、11款交通安全対策特別交付金からでございます。

1目交通安全対策特別交付金は、交通事故数により増減するものでありますが、前年度対比

26万円減の54万円を計上させていただきました。

以上でございます。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までの質疑に入ります。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 歳入ですのであまり使い道云々というのは難しいんですけれども、森林環境譲与税、15ページになりますか、2款3項1目です。今まで納めてないのに、何でしょう、いずれ納めるからみたいなことで割り振りだけ先に行われていて、令和7年度から徴収が始まるというような解説だったかと思いますけれども、それで間違いないかということと、1人1,000円だったように記憶しているんですが、その額をお知らせいただければと思います。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 森林環境税ですね、今年度から課税されている森林環境税でございますけれども、これは町県民税と併せて徴収されていますことから、私のほうからお答えいたします。

議員おっしゃったように1人当たり全国民1,000円ずつの徴収となっておりまして、当町として徴収して、実際県のほうに、県から国に行きますが、県のほうに納めているのは大体約360万円ぐらいの金額となっております。

○委員長（佐藤正明君） 後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 すみません、勘違いしました。令和6年度はもう既に徴収されているんでしたっけ。（「はい」の声あり） そうしますと、すみません、私も何か納めているはずなんですが、すみません、先ほどの説明をちょっと私が聞き違えて、令和7年度から徴収が始まるというような御説明だったように聞こえたので質問内容を修正したんですけれども、納めているんですね。

ただ、納めている実感というか自覚って結構ないと思いまして、使い道も含めて、皆さんからちゃんと頂いて森林を守るために使っているんですよという周知を納める際にはしっかりとすべきかなというふうにこの件に関しては思っていますよというのを納める際にやっぱりこう、なぜ納めるのかということはやっぱりお知らせすべきかなと思うんですけども、なかなかそれは今まで取り組んでいなかったのかなと思うんですが、来年度以降取り組むべきかなと思いますが、いかがでしょう。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） おっしゃるとおり、多分、これまでですと復興税という形で同じく1,000円で徴収して、それが森林環境税に切り替わったということもありまして、実感的には、金額が変わっていないのでそういう実感が確かに薄いと思われますので、今後、税の使い道ですとかそういう部分も周知しながら徴収するようにして周知をきちっとしていきたいと思っております。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。ほかに。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 1点お伺いいたします。前議員と同じような趣旨でちょっと質問させていただきたいんですが、ページ数は16ページ、7款の地方消費税交付金でございます。

前年比かなりプラスになっているというのは資料から見て分かるんですが、都道府県が徴収する地方消費税の50%が人口比率に案分して市町村に配分されるという取決めだったように思うんですけれども、これすごく上がっているのは、いろんな要因はあるにせよ、主なものというのは何か説明できる材料があるのかどうか。例えば、物価高騰でごくこう、何でしょうね、インフレ傾向にあるので、その分消費税が増加なっているとか、またはインボイス効果なるものなのかという部分、大きな要因がもしあればお示しいただきたいんですが、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 説明いたしましたが、県が人口割ですとか従業員数割で案分して市町村に配分されるものですので、なかなか、当町でどのような要因でこれだけ集まったかというのはなかなかちょっと説明しづらいというふうなところでございますので、御了承願います。

○委員長（佐藤正明君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 分かりました。もちろん県でやっていることですので、逆に言うと、じゃあ県から町にこういった配分ですよってなるときに、ただし書というか、説明というか、備考というか、そういうのは特にない状態で交付されるということで理解してよろしいんでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） そういうた恐らくただし書というのではない。ただ、全体のパイが大きくなつて、それを市町村に交付したらまたま、たまたま多かったという言い方はおかしいですね。全体のパイが大きくなつたので、そういうた案分した結果、当町

にこれだけ入ったというふうな内容だと思います。

○委員長（佐藤正明君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 分かりました。それでは、宮城県のほうにもちょっとリサーチしてみなければいけないかなというふうに思いました。

そして、最後お聞きするのは、結局消費税でございますので、一般的にいわゆる社会保障財源に使われるというのが趣旨だったというふうに理解しているんですけれども、それに伴いまして、使用使途を明確にしなければいけないという国の指導のようなものが交付というか、国から通達されていると思うんですが、ただ、当町の予算資料等を見ると、何でしょう、例えば社会福祉、社会保険、保健衛生、それぞれに使ってますよとかというものがちょっとあまりこう、私が見ても分からないというかですね、使途を明確にするような、内容を公表するというのは取組としてはいかがなんでしょうかという質問です。例えば、特定財源があつて一般財源があつて、でも一般財源の中に消費税で下りてきた交付金も入ってますというのが、他市町村を見るとそういった内容になっているんですけれども、当町としてはそこまで示されてないように思うんですが、そういう示すという取組になるのかどうか、ちょっと最後そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 今、伊藤議員お話しされたように、国として地方消費税を集める際にはそういった使途が明確に示されて集めると思うんですけれども、いざ市町村に入る場合に関しましては特に使途というのは明確にはないので、全額一般財源として取扱いを現状しているところです。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1件だけ、ページ数17ページ、地方交付税について伺いたいと思います。

今回、総額で少しずつ増えてるんですけども、そこで伺いたいのは、ずっとこう、私さつきも聞いたんですけども、人口とかが減っていって交付税が上がってきているので、いろいろ要因があるんでしょうけども、そこで伺いたいのは、特別交付税と震災復興特別交付税はこれからもずっと交付されるのか、それとも期限が切らっているのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 特別交付税に関しましては、当然、各市町村における特別な財政需要ということで交付されます。ただ、震災復興特別交付税につきましては、

ちょっと今明確にいつまでというあれはないんですけども、いずれはなくなるというふうに思っております。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですね。ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、12款分担金及び負担金から13款使用料及び手数（「まだやってない、そこは」の声あり）失礼しました。1ページ間違いました。なければ、2款地方譲与税から11款交通安全対策特別交付金までの質疑を終わります。

ここで暫時休憩いたしたいと思います。

再開につきましては、2時30分までといたします。

午後2時10分 休憩

午後2時28分 再開

○委員長（佐藤正明君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの阿部司委員と及川幸子委員に対しての答弁の一部が漏れておりましたので、町民税務課長のほうから説明をしていただきます。町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） 大変申し訳ございませんでした。

先ほどの滞納者の人数でございますが、今現在、町県民税につきましては294人、固定資産税については309人でございます。以上です。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。

それでは、次に、12款分担金及び負担金から13款使用料及び手数料まで、18ページから20ページまでの細部説明を求めます。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） では、18ページの12款分担金及び負担金1項負担金でございます。

1目民生費負担金、説明欄記載の保育所利用料は令和6年度実績見込みをベースに計上させていただいております。

12款全体で1,068万7,000円、前年度比43万6,000円、率にして3.9%の減となっております。

13款使用料及び手数料についても、令和6年度の実績見込みをベースに計上させていただいております。

1項使用料全体でほぼ6年度並みの計上となっておりますが、19ページをお開き願います。

3目土木使用料2節町営住宅使用料は、6年度の調定見込額1億4,500万円の97%を計上した結果、全体で1億6,124万3,000円、前年度対比で265万4,000円、率にして1.7%の増を見込

んでおります。

次に、このページ下段からの2項手数料ですが、全体的に令和6年度並みの計上となっておりますが、20ページ中段、2目民生手数料で、令和6年度実績により、説明欄記載の介護予防支援手数料及び介護予防ケアマネジメント手数料、それぞれ件数で10名ほど増を見込んでおります。そのほかについては前年度並みの計上となっております。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、12款分担金及び負担金から13款使用料及び手数料までの質疑に入ります。質疑お願いします。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 2点お伺いしたいと思っています。

12款、13款共通して言えることなのでページ数ということはなかなか難しいんですが、負担金にしても、手数料、使用料にしてもですね、町民の方がお支払いいただく、負担していくだけ、払うという機会があると思うんですけれども、近年、電子決済等ですね、現金払いではなく別な手段で支払うということも広まってきてていると思います。でも、なかなか行政の手続上そういうのが実現していないという現状があると思うんですが、検討などされていないのかということをまず1点伺いたいと思います。というのも、町内であっても役場まで遠い地域に住んでいる方とか、なかなか用事を見つけて役場まで来ないと払えない、銀行まで行かないと払えないこともありますので、利便性を考えればそういうことも検討する必要があるのではと思っているんですが、いかがでしょう。

もう一つですね、これ、すみません、ちょっと今思いついたというか、今読んでいて、あれ、ふと思ったことなので、お答えいただけるかどうか分からないんですが、12款は款の名称が分担金及び負担金ですよね。で、款の1項が負担金なんですね。分担金という項目はないんですね、これ。今は。それで、13款は使用料及び手数料で、1項が使用料、2項が手数料なので使用料及び手数料で分かるんですけども、負担金しかないなら分担金及びって要らないんじゃないかなと思ったんですけども、単純な疑問で。款の名称を変えるとかそういうのというのは、条例上、国から変えるなと言われているものなのか、町の意識で変えていいものなのか、ちょっと確認したいと思うんですが、いかがでしょう。

○委員長（佐藤正明君） 答弁、企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） 1点目の御質問、いわゆる電子決済の部分ですが、俗に言うDXなるもので様々情報収集なり検討を進めさせてはいただいてございます。現実な課題といいますか、なかなかイニシャルといった部分以外にも踏み込めないといった難しさがございます

のが、いわゆる手数料の問題がございまして、現在、例えば口座振替にて各種税金等納付いただいている方々、その振替手数料というものは大体1件20円ですとか20円弱で済んでおるんですが、これが一般に利用されているシステムを用いますと、その手数料自体が七十数円、80円弱に跳ね上がるといった部分がございます。

また、いわゆるQRコード決済という形が主ですので、QRコードを御利用いただくためには、これまで納付書を必要としていなかった方々に対してまず納付書をお送りすると。QRコード決済をいただいた後はその納付書が廃棄する以外にないといった問題もございますので、確かに利便性といった部分では肯定されるべき取扱いではございますけれども、一方で、費用対効果、行政側の費用対効果といいたしますと、なかなか、仮に口座振替を御利用されている方全員がそうしたQRコード決済等に移行するとなりますと、結果として大きい財政負担を伴うといったことになりますので、そこを慎重に我々も今、効果の部分といったものを改めて検証させていただいているといった状況でございます。

○委員長（佐藤正明君）　総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君）　2点目に御質問いただきました分担金及び負担金の関係でございますけれども、この名称につきましては、自治法、法令で決まっているというふうなことでこの名称を使っております。以前ですと急傾斜地の関係で分担金という名称はあったかというふうに思いますけれども、現在ありませんので、負担金というふうな名称だけとなっていると。すみません。詳しく言うと、地方自治法施行令で（「施行規則」の声あり）施行規則で決まっているという内容でございます。

○委員長（佐藤正明君）　後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員　全く検討しないということではなく、電子決済についてはですね、町民の利便性に資するものというところも含めて検討はしているけれども、手数料が3倍かかるよと。手数料払うのも結局税金だよねということになれば、それはそうだよねというところは分かると思います。そういう議論が透明にですね、広く周知されるということが、何だ、今どきPayPayを使えねえのかやつていうところの単純な、町民の何となくそういう感情を和らげる効果にはなるのかなと思いますので、なお留意していただければと思います。

2点目については分かりました。終わります。

○委員長（佐藤正明君）　ほかに。（「なし」の声あり）

なければ、12款分担金及び負担金から13款使用料及び手数料までの質疑を終わります。

次に、14款国庫支出金及び15款県支出金、21ページから28ページまでの細部説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 続きまして、21ページ、14款国庫支出金でございます。

1項国庫負担金につきましては、全体で4億1,719万4,000円、前年度比7,147万3,000円、率にして20.7%の増額計上となっておりますが、主な要因につきましては、1項1目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金の説明欄記載、障害者自立支援給付費負担金及び2節児童福祉費負担金の児童手当負担金増によるものでございます。

21ページ下段から23ページにかけての2項国庫補助金ですが、1目1節総務管理費補助金の地方創生推進交付金として、新年度においても南三陸高校魅力化プロジェクト事業を継続いたしますが、事業に係る委託内容の精査など約1,470万円の減額でございます。

22ページ、2目民生費国庫補助金2節児童福祉費補助金の子ども子育て支援交付金が制度改正により約1,400万円増額となっております。

下段の5目土木費国庫補助金1節道路橋りょう費補助金の増額により、前年度比約1,300万円の増額となっております。23ページをお開き願います。中段に記載の、全体で10億1,200万7,000円、前年度比972万3,000円、率にして1.0%の減となっております。

中段、3項の委託金はほぼ前年度並みの計上でございます。

次に、24ページ、15款県支出金1項県負担金は、国庫負担金事業と併せて収入となる民生衛生事業に充当される財源であります。合計2億2,225万8,000円で、前年度比182万8,000円、率にして0.8%の増とほぼ前年度並みとなっておりますが、1目民生費県負担金1節社会福祉費負担金の説明欄記載の多くの項目が増額となり、420万円ほど増額となっております。

25ページをお開き願います。

2項県補助金1目総務費県補助金は、前年度比較で2,187万6,000円の増となっておりますのは、次世代自動車技術実証推進補助金及び核燃料税交付金増などによるものでございます。

2目民生費県補助金2,550万円ほどの減額につきましては、被災者支援総合交付金事業が令和6年度をもって廃止となったためでございます。

26ページ、3目衛生費県補助金620万円ほどの増額につきましては、説明欄記載のみやぎ環境交付金の増額と不妊検査及び治療費の補助金が新設されたことによるものでございます。

4目農林水産業費県補助金が7,500万円ほど減額となっておりますが、要因につきましては、27ページをお開き願います。3節の水産業費補助金につきまして、主に石浜漁港ほか4漁港の整備などに係る県補助金が減額となったことによるものでございます。

項全体で3億6,508万6,000円、前年度比7,542万6,000円、率にして17.1%の減額となっております。

最下段、3項委託金は、28ページ最下段に記載の、全体で6,355万4,000円、3,749万9,000円、率にして143.9%の増となっております。要因につきましては、1目総務費委託金4節選挙費委託金として参議院議員選挙及び宮城県知事選挙費委託金を計上しているための増額となるものでございます。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、14款国庫支出金及び15款県支出金の質疑に入ります。質疑願います。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、2点ほどお伺いします。

まずもって、22ページの5目土木費国庫補助金1節の道路橋りょう費補助金、社総交の交付金が8,491万5,000円とあります。これ、6年度の事業で横断1号線の減額がありましたけれども、それに伴って私心配しているのは、それを減額して、今度これ7年度でもらうわけですから、入谷の横断1号線にこれ使われると思うんですけども、詳細説明をお願いいたします。

それから、27ページの教育費県補助金の1節の子どもの心のケアハウス運営支援事業補助金377万3,000円。教育委員会のほうで運営をすると思われますけれども、この具体的な内容をお伺いいたします。

2点お願いします。

○委員長（佐藤正明君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 1点目の御質問でございます、道路橋りょう費補助金の社総交事業でございます。補正予算のほうでは減額ということをさせていただきましたが、その要因といたしましては、国費ですね、要望額に対して満額の交付決定がなされなかつたことによる減額でございまして、7年度につきましては、それも含み、あとは物価高騰分等も考慮した上で、第1期工事の最終事業といたしまして、事業費でいきますと1億5,300万円、補助率が55.5%ということで、8,400万円ほどの事業費を計上させていただいてございます。ですから、こちらもですね、まだ交付決定がなされてございませんので、あくまで要望額ベースで計上をさせていただいているところでございます。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） それでは、2点目の御質問の、27ページ、教育費県補助

金の子どもの心のケアハウス運営支援事業費補助金の内容なんですけれども、こちらにつきましては、教育支援センターはまゆりにスーパーバイザーとして会計年度任用職員2名を任用しているわけなんですけれども、この2名の人物費相当の金額で、県から補助率が10分の5、今2分の1ですね、が交付される見込みというところで計算をして、この金額を計上させていただいております。

○委員長（佐藤正明君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、社総交なんですけれども、私心配しているのは、6年度で減額して、7年度でまた追加で交付申請しているということなので、私的には、何だい、6年度で残額切って、また7年度で申請してというような思いがあるので、心配して今聞いたわけですけれども、そういう心配がないのかどうなのかね。何か国から怒られそうな気もして私的には心配だったので、その辺お伺いします。

それから、はまゆり。これはやはり重要なことですので、引き続きずっとこう、毎年というようなこう継続が今後できればいいなと思うので、今後の継続が心配なのでお伺いしますけれども、それと同時に、やはり、補正のときも話しましたけれども、保健福祉課と連携しながらよりよい支援を行っていただきたいと思いますので、その辺お伺いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 再度御説明をさせていただきますが、補正予算において結果的に町の予算として減額はしてございますが、その要因といたしましては、町で2億数千万円ほど6年度事業として事業要望してございましたが、結果といたしまして6,500万円程度の交付決定しか受けられなかった。ということは、要するに、財源がない中で事業が進められないのやむを得ず事業費のほうを減額したということでございますので、町の何らかの理由によって減額をしたというものではありません。それでですね、今年度につきましては、6年度でいただけなかった分、あとは、また再度、最終年度にしたいという思いで予算を上げてますので、取りこぼしのないように精査した上でこの金額を要望しているという状況でございます。

○委員長（佐藤正明君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（芳賀洋子君） 教育支援センターの体制整備につきましては、これからも引き続き体制整備に変わることはないというふうに考えております。今は体制整備についての県から財政支援が出ているという状況でございまして、今後、県からそういう支援がなくなった場合についても、教育委員会といたしましては体制整備を取っていくということに

は変わりなくやっていく計画でございますし、それから、保健福祉課、それから関係機関とも必要な調整等を行いながら、よりよい支援活動に結びつけていきたいというふうに思っております。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですね。及川委員。

○及川幸子委員 それでは、工事のほうですけれども、繰越事業にならないように、単年度で、7年度で完了されるようによろしく御努力をお願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） ほかに質疑ありませんか。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 1点だけお伺いします。

国庫支出もそうですし、県支出もそうなんですけれども、民生費の負担金及びこの補助金というところで共通してちょっとと言えるのかなと思ってお伺いしたいんですけども、2節の児童福祉費補助金と児童福祉費負担金、これ、説明欄に記載されている事業名というか、年度ごとにちょっと変わったりなくなったりしているものもあるんですが、全体的に見たときに、今年度の、何だ、予算の増額幅が、これ合わせるとどれぐらいなんだ、3,500万円ぐらいになるんですかね。この内容をちょっとお伺いしたいのですが、理由というか、どういった要因で増額になったのかお伺いします。

○委員長（佐藤正明君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君） まず、国庫支出金のほうの児童福祉費負担金につきましては、ここに児童手当負担金がございますけれども、昨年10月に児童手当法が改正されまして、支援の対象が広がってというところがございました。それに併せて財源についても変わっておりまして、これまでだと、普通だと国3分の2、それから市町村が3分の1ですか。すみません、県6分の1、市町村6分の1ということだったんですけども、これが今度の法改正によりまして、まず、国が9分の4ということで国自体の補助率が上がっております。それから、ここには、児童福祉費の支援納付金といいまして、これから恐らく国民1人当たり幾らかというところの徴収が始まるとかと思いますので、そういう財源も入ってくるということで、したがって市町村の持ち出し分は減ってくるということでございます。その分、国の補助金のほうの割合が多くなっているといった理由によるものでございます。

それから、国庫補助金の児童福祉費補助金のほうでございますけれども、ここでは、この中に子ども子育て支援交付金というのがございます。これについては、今年度までですと、例えば放課後児童クラブとか子育て支援センター、あとは一時預かり、そういう経費に係る部分の補助、交付金でございましたけれども、来年度からはですね、ここに、こども家庭セ

ンター事業を開始しますので、これの人物費に当たる部分、それから産後ケア事業、こちらの事業に係る一定の割合で補助がなされるということで、この2つの部分が追加されるような形になりますので、その分、国からの補助金が増えるといった内容となっております。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1点だけ伺いたいと思います。

25ページ、総務費県補助金の一番下の核燃料税交付金300万円とありますけれども、この使い道というんですか、何にでも使っていいんだか。多分、私、原子力防災の訓練に使われるのかと思って、歳出見たらちょっと見つからなかつたので、見つかったのが津波避難誘導看板に300万円、たまたま同じ金額だったんですけども、そのところを伺いたいと思います。

○委員長（佐藤正明君） 総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 核燃料税の交付金の使途というふうな御質問でございますけれども、お見込みのとおりですね、ただ、原子力防災ということではなくて、防災対策全般にわたる充実ですとか強化というふうな部分の財源でございます。ですから、当然避難誘導看板にも充てることもできますし、あとは各種防災訓練というふうな部分に充てるというふうな内容です。

○委員長（佐藤正明君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 じゃこれ歳出で聞いたほういいんだか。原子力防災の訓練というのは、大体どれぐらい費用というんですか、予算かかっているのか、その辺……。

○委員長（佐藤正明君） 歳出でお願いします。（「項目ないんじやないかな。あんのかな」の声あり）議案第76号の公共工事の概要という参考資料にあると思いますので、それを見ていただければと思うんですが。歳入については、今、総務課長言ったとおりですので。ないですか。総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君） 原子力防災訓練という単独の項目はなくて、町の防災訓練と併せてそういう原子力防災訓練等を行っているということでございますので、いずれにしてもですね、この核燃料税交付金が原子力防災訓練に使うということではなくて、防災対策全般に使うというふうな内容でございますので、御理解をお願いいたします。

○委員長（佐藤正明君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 大体分かりました。これ私伺ったのは、防災、原子力のほうの一緒にしているということで、その案分は難しいんでしょうけれども、もし原子力のほうの防災訓練が300万

円以上かかるんだったら、もう少し県にお願いしてもいいんじゃないかというそういう思いでしたんで、そのところを確認させていただきました。

○委員長（佐藤正明君）　　はい。なお、詳しくは総務費の危機管理のほうでお願いしたいと思います。

ほかに。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

なければ、14款国庫支出金及び15款県支出金の質疑を終わります。

次に、16款財産収入から21款町債まで、29ページから37ページまでの細部説明を求めます。

総務課長。

○総務課長兼歌津総合支所長（千葉 啓君）　　それでは、29ページ、16款財産収入の説明でございます。

1項1目財産貸付収入は、主に防集団地の土地の貸付収入でございます。令和6年度に貸付料を見直しておりますので、前年度対比で若干の増額となっております。

2目利子及び配当金は、各種基金利子、株式配当金ですが、金利の上昇などにより前年度比約1,200万円ほどの増額となっております。全体で1億992万3,000円、前年度比1,304万9,000円、率にして13.5%の増となっております。各種基金の積極的かつ効率的な運用を行っております。

30ページ、2項財産売払収入は前年度比で950万円ほどの減額となっておりますが、3目生産物売払収入1節樹木売払収入減が要因でございます。

17款寄附金でございます。2目総務費寄附金のふるさと納税寄附金につきまして、目標額として前年度対比で3,000万円増の1億5,000万円を見込んでおります。全体で1億6,700万1,000円、前年度比2,400万円で、率で16.8%増を計上しております。

31ページをお開き願います。

18款繰入金です。2項基金繰入金は、それぞれの目的事業に合わせて事業を実施する上で、基金から取り崩して財源とするものでございます。令和7年度では、6年度に引き続き、通常分事業における投資的経費がかさみ、補助金や地方債で賄い切れない事業が多々あり、財政調整基金から11億円を繰入れしての予算編成となりました。現在は基金に余力は少しあるとはいえ、今後においてはこれまで以上に厳しい状況下にあると推測されますことから、行財政改革を念頭に各種事業の取捨選択を行なながら財政運営をしていく所存であります。

なお、32ページ上段の9目減債基金繰入金2,588万7,000円は、臨時財政対策債償還金に充当し、10目合併振興基金繰入金6,422万3,000円は、ベイサイドアリーナ文化交流ホール可動椅

子改修工事、スポーツ施設 L E D化工事等に充当いたします。

次に、19款繰越金は令和6年度の歳計剰余金からの繰越金を見込むもので、災害復旧事業等これまでの繰越事業の精算も見込まれることから、前年度比5,000万円増の4億円で予算計上しております。

20款諸収入ですが、33ページをお開き願います。

中段の3項1目貸付金元利収入は483万円の減となっておりますが、2節民生費貸付収入の償還期間分災害援護資金貸付金元利収入減によるものでございます。

33ページ下段からの4項雑入についてですが、2目雑入について、1節総務費雑入の34ページ上段説明欄に記載の高校寮使用料が入寮者増による増額、新たにコミュニティ助成事業として峰畠団地自治会などへの助成、システムの標準化を図るためのデジタル基盤改革支援補助金の大幅な増額、35ページをお開き願います。雑入では、ほかにもこれまでの歳入科目区分に該当していないものも多岐にわたって計上されておりますが、個別の説明は割愛させていただきます。36ページ中段に記載の、総額で1億6,755万3,000円、前年度比8,000万円ほどの増額を見込んでおり、前年度比で91.7%の増額となっております。

次に、36ページ、21款町債につきましては、9ページの第3表地方債で説明したとおりの内容でございます。

以上、歳入の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、16款財産収入から21款町債までの質疑に入ります。質疑願います。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、3点お伺いします。

まずもって、基金利子、29ページの利子です。6,000万円、5,800万円と二千、配当金入れると6,000万円。一時借入れなどをしながらも、このぐらいの、5,800万円の利息を稼ぐということは非常に評価したい、評価に値するものでございますので、これは評価いたします。

それから……。

○委員長（佐藤正明君） 質疑、お願いを。

○及川幸子委員 はい。この部分は評価します。

それから、質疑の分は33ページです。諸収入の中の1節の総務費貸付収入、すみません、民生費貸付収入の中の償還金……災害援護資金貸付金元利収入が821万円ほどありますけれども、順調にこれ収入となって入ってきてるのか、滞りもあるのか、その辺をお伺いします。

それから、36ページの町債で斎場施設整備事業債710万円。これ南さんりく火葬場の更新事

業債なわけですけれども、その工事、火葬場のどのぐらい、年度内、もう完了しているのか、その辺お伺いします。これ歳入ですけれども、工事関係ですけれども、歳出で……。

○委員長（佐藤正明君）歳出でお願いします。（「じゃこれは歳出で聞きます」の声あり）1点だけよろしいですね。（「はい」の声あり）答弁をお願いします。保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君）災害援護資金の御質問でございました。こちらに関しては、コロナ禍、それから昨今の物価高騰、また貸付けを受けていた方の高齢化などによって、実際滞納というのは生じているといった状況でございます。

○委員長（佐藤正明君）及川幸子委員。

○及川幸子委員 当町だけでなくてね、全国震災に遭ったところはみんな多うございますけれども、今後、国などにそういう要望、減免とかそれに対する助成とかという国への要望などは今後していく必要もあるのかなと、国の動向を見据えながらやっていくこともありだなと思われますけれども、その辺町長はどのようにお考えでしょうか。

○委員長（佐藤正明君）佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君）災害援護資金の問題については、今日の新聞にも出ておりましたが、なかなか大変だということです。今お話しのように、当町のみならずですね、被災沿岸自治体においては滞納が随分たまっているというのがありますので、これね、実は国のほうに話ということについては、これはもう既にもうやっております。ただ、問題は、実は災害援護資金については、阪神・淡路大震災のときにもこの問題が同様のように起きております。その後の結果として随分しばらくかかって方向性が決まっているので、今回、東日本大震災はまだ14年というふうなのがございますので、今後、国としてどの辺でその辺の落としどころを見つけるのかということについては、これは私どもとしては判断はできませんが、いずれそういう申入れはしているということです。

しかしながら、これはもう非常に問題なのは、お支払いをずっと続けている方がいらっしゃいます。反面、そうでないという方も一部いらっしゃるわけで、その辺の公平性の問題が出てきますので、ただ単にお支払いできないという方だけを見るということにもなかなかいかない現実があるということだけはお含みおきをいただきたいと。

○委員長（佐藤正明君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。なければ。須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 失礼いたしました。

ごめんなさい、30ページです。ふるさと納税寄附金のことについて1件確認させていただき

たいんですけども、これ、他市町村から要は納めていただく額の数字でお示しされていますけれども、こういうことを聞いてちょっと分かるかどうか分からんのですが、うちの町の町民が、今、年代問わず積極的に制度を利用している方が増えていると思うんですけども、うちの町民の皆さん方がほかの自治体さんに納めている額というか、そういうのとかは数値的に把握できたりとかするんでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋伸彦君） ある程度把握はできますが、今、ちょうど申告相談、受付やつていてまして、それが固まった時点で、直近のといいますか、分かります。前の年のですと、これまた申し訳ございません、資料持ち合わせてございませんので、把握はできることはできます。ただ、今はちょっと数字をお示しできません。

○委員長（佐藤正明君） 須藤清孝委員。

○須藤清孝委員 その相関関係がどうこうという話ではないんですけども、年々、年度ごとにちょっとずつちょっとずつこう増額傾向にあって、町としての努力の姿勢というのを見えるんですね。何人の体制で職員の方が頑張っていただいているのかちょっと存じ上げませんけれども、ただ、個人的なイメージとしては、何といいますか、がっつり増やすイメージというのは私は持っていないんですけども、その辺のお考えをお伺いできればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 企画課長。

○企画課長（岩淵武久君） ふるさと納税、おかげさまで増加といいますか、なってございまして、御参考までに御報告をさせていただきますと、令和5年度は最終的には7,900万円強の受入れだったのに対しまして、今年度、令和6年度につきましては2月末の段階で1億180万円ほどとなっておりまして、ようやく1億円といった大台に乗る形になりました。

確かに金額が小さいといいますか、何十億、何百億といったことから比べれば低い金額ではありますけれども、率といたしますと、5年度実績と比較しますと2月末の段階で1.3倍程度になってございますので、この調子でといいますか、事業者、何より事業者の皆様の多大な御協力をいただきながら、7年度もそういった同程度の増加を見込ませていただきたいとして考えるものでございます。

○委員長（佐藤正明君） よろしいですか。ほかに。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 31ページ、繰入金についてお伺いしたいと思います。

まず、基金繰入れなんですけれども、2番のまち・ひと・しごと、これ大分減っていますけ

れども、この要因も目的達成なったのか。

あと、3番も同じく、人材育成も540万円から340万円、そして今年度180万円、その予算計上の要因というんですか、そこをお伺いしたいと思います。

あともう1点。震災復興基金繰入れも、これ810万円から、その年にもよるんでしょう、1億800万円、そして今年度6,800万円、こういった減ってきた要因というんですか、お伺いしたいと思います。

○委員長（佐藤正明君）企画課長。

○企画課長（岩淵武久君）31ページのまち・ひと・しごと創生基金繰入金でございますが、いわゆる企業版ふるさと納税を原資とした基金からの繰入れでございます。今回は、企業版ふるさと納税のほぼほぼが高校の魅力化といったことで寄附者側からの御要望、御指定もございますので、高校寮の相談業務を7年度からは委託でなくて直営でやらせていただきたいと考えてございまして、その人件費に係る分等について充当させていただいているといったことでございます。

○委員長（佐藤正明君）よろしいですか。（「人材育成も同じで」の声あり）保健福祉課長。

○保健福祉課長（及川 貢君）この人材育成基金繰入金については、歳出のほうで出てきます看護介護学生等修学資金貸付金の内容でございますけれども、近年の貸付けの状況等を反映いたしまして、今回2件分として歳出のほうで取っておるということで、年々少しづつちょっと貸付けを申請される方が少なくなってきたといった状況になります。

○委員長（佐藤正明君）企画課長。

○企画課長（岩淵武久君）震災復興基金の繰入金ということで、いわゆる震災復興寄附金として御協力いただいたものについて財源充当させていただいているといったものでございますので、充当額の減というよりも、やはり震災から14年という中において、震災復興寄附といったものから一般寄附あるいはふるさと納税といった形にスライドする形になってございますので、年々減少していく形になろうかと思います。

○委員長（佐藤正明君）よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）なければ、16款財産収入から21款町債までの質疑を終わります。

以上で歳入に関する質疑を終わります。

次に、歳出の審査に入ります。

歳出の審査につきましては、歳入と同様、款ごとに区切って行います。

初めに、1款議会費、39ページから40ページの細部説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（佐藤正文君） それでは、39ページ、議会費につきましては、議会運営、議会活動に要する費用のほか、議員報酬及び職員の人物費などを計上しております。議会費の総額では対前年度比較で1.3%の微増としております。増とした主な理由につきましては、需用費、委託料等における物件費あるいは人物費の高騰による費用の増を見込んでいるものであります。

以上、簡単ですが、議会費の説明とさせていただきます。審査のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（佐藤正明君） 担当課長の細部説明が終わりましたので、1款議会費の質疑に入ります。質疑願います。伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 では、議会費、1点だけお伺いいたします。

ページは40ページ、委託料のところで議会中継システム保守委託料のところでお聞きしたいんですけども、毎年計上されているので特段変化はないことは理解しているんですが、何度かトラブルが発生しているのがちょっと気になっておりまして、まず、その原因というのはある程度把握、検証されているんでしょうかという質問です。

○委員長（佐藤正明君） 議会事務局長。

○事務局長（佐藤正文君） やはり経年によりまして修繕等が必要な部品も出ているというような状況がありますが、見直しをする時期が近いなというところでありますが、現在ではだましだましというところでありますが、やはりこれ全部入れ替えるとなると相当な金額になります。実際には仮庁舎のときから施設を移設している関係もありますので、やはりそろそろそろいったシステムの見直しも必要な時期は来ているというような認識ではあります。

○委員長（佐藤正明君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 そろそろ、何でしょうね、システム自体も移行時期に来ているのかなというふうな感じで捉えております。ただ、とはいえ、やはりすぐ着手できるかというとそうではないので、そうしますと、また次年度も当然使われますので、例えば仮にトラブルが発生したときに、やはり保守を委託していますので、迅速な対応というか都度都度の対応というのは十分にできる体制かどうか確認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（佐藤正明君） 議会事務局長。

○事務局長（佐藤正文君） 保守につきましては、まず、定例会ごとに業者に来ていただいて、立ち上げ動作の確認、あるいは前日にスムーズなスイッチが入るか等の点検を行っております。で、初日はその業者が同席しております。それ以降につきましては、トラブルに対応できるように遠隔でいろいろな助言をいただくなどの体制を取るようにはしております。

○委員長（佐藤正明君） 伊藤俊委員。

○伊藤 俊委員 分かりました。今後ですね、保守ももちろんなんですかけれども、いろいろとまた、何でしょう、タブレットも私たち導入されましたので、データというのはかなりまた蓄積の割合がどんどんどんどん大きくもなっていきますし、また、何かこう使用する機械等というのも増えていくことも相当想定されるので、そのデータ容量の増加等も含めて何かこう現時点で課題はあるのか、そして、それに対する何か対策等は、まだ至っていないかもしれません

が、対策等を考えられているのかどうかという部分を最後お聞きして質問を終わります。

○委員長（佐藤正明君） 議会事務局長。

○事務局長（佐藤正文君） やはりバックアップについては、常にダブルで持っておいたりというところで万全を期しております。そういったところで、データの媒体とかそういったのもですね、使える状態であるかについても日々点検をしながら使用しているというような状況であります。

○委員長（佐藤正明君） ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）

なければ、1款議会費の質疑を終わります。

お諮りいたします。本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、12日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（佐藤正明君） 異議なしと認めます。よって、本日は、議事の関係上、これにて延会することとし、12日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

これをもって延会といたします。

大変御苦労さまでございました。

午後3時22分 延会